

平成31年度 入札参加資格（業種追加登録）申請要領（建設工事市内業者用）

1. 対象事業者要件

- ① 平成30年度において、入札参加資格申請書を提出しており、**市内業者として登録されていること。**
- ② 追加登録を希望する業種の建設業の許可（建設業法第3条）を有していること。
- ③ 追加登録を希望する業種について、経営に関する事項の審査（建設業法第27条の23）（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- ④ 追加登録を希望する業種について、**添付された経営規模等評価結果通知書における工事種類別年間平均完成工事高（以下「完成工事高」という。）が0でないこと。**ただし、業種のうち土木一式工事及び建築一式工事については、格付け時に完成工事高が100万円以上であること。

2. 申請書及び添付書類

提出書類一覧（添付書類リスト）をよく確認のうえ漏れのないように提出のこと。

3. 注意事項

- ① 受付期間 平成31年4月1日（月）～平成31年4月22日（月）
執務時間 平日午前8：30～午後5：15
 - ② 受付内容 **登録業種の追加にあつては、解体工事業を除き1年間は登録のみとし、格付け及び指名は行わない。**
※解体工事業について登録業種の追加を行った場合、平成31年7月1日から格付けの対象とします。
 - ③ 本申請書の提出については、**書類の内容を説明できる人が持参のこと。**
 - ④ 後日、入札参加資格審査結果を通知するため、82円切手を提出のこと。
※返信用封筒は不要。82円切手のみ提出のこと。
 - ⑤ 経営事項審査については、**審査基準日が平成29年8月1日から平成30年7月31日のもの及び最新の経営規模等評価結果通知書の写しを添付のこと。**なお、申請後においても有効期限切れとならないよう経営事項審査を受審すること。**有効期限が切れ新たな経営規模等評価結果通知書が確認できない場合、指名及び契約（契約変更含む）ができなかったり、入札を無効とすることになるので、十分注意すること。**
 - ⑥ 追加希望業種は、**水道施設工事を除く建設業法に定める28業種＋交通安全施設工事の29業種から選択すること。**ただし、**塗装工事及び防水工事については第1種専門業種、交通安全施設工事及び造園工事については第2種専門業種とし、その扱いについては次のとおりとする。**
 - ・第1種専門業種の登録を希望する者については、**第1種専門業種以外の業種を併せて希望しても第1種専門業種以外の業種の登録及び指名はしない。**（塗装工事と防水工事の2業種の登録希望は可）
 - ・第2種専門業種の登録を希望する者については、**他に2業種までしか希望することができない。**
- ※交通安全施設工事は、発注業種がとび・土工・コンクリート工事又は塗装工事となるため、登録を希望する場合は、とび・土工・コンクリート工事又は塗装工事について、それぞれ次の要件を満たしていること。
- ・建設業の許可を有していること。また経営事項審査を受けていること。
 - ・格付けの対象となる経営規模等評価結果通知書における完成工事高が0でないこと。
- ※プレストレストコンクリート工事、法面工事及び鋼橋上部工事は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事とし、それぞれその業種の細目として扱うが、入札の参加を希望する場合は、**入札参加資格申請書の『希望する工事業種』の『工事業種名』欄は括弧書きで記入すること。**なお、プレストレストコンクリート工事、法面工事及び鋼橋上部工事の3つは細目として扱い、業種としてカウントしないため、第2種専門業種の制限数に含まないものとする。（※下図記入例参照）

希望する 工事業種	工事業種名		直前1期の工事完成高(千円)	平均工事完成
	一般・特定	土木一式	*****	
	一般・特定	とび・土工・コンクリート	*****	} 1業種として扱う
	一般・特定	(法面)	*****	
	一般・特定	交通安全施設	*****	
	一般・特定			
一般・特定				

記入例においては、第2種専門業種（交通安全施設工事）を希望しているので、他に2業種まで希望する事ができる。他の業種として、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び法面工事を希望しているが、法面工事はとび・土工・コンクリート工事の細目として扱うため、希望業種数は3となり、登録可能である。

- ⑦ 法面工事を追加希望する場合は、次のいずれかを書類を提出のこと。
- ・ 法面工事に係る機械の保有状況
 - ・ 団体加入証明書
- ⑧ 舗装工事を追加希望する場合は、次の書類を提出のこと。
- ・ 舗装工事主任技術者及び舗装工事オペレーター名簿及び機械の保有状況
 - ・ 舗装工事主任技術者の舗装工事経歴書
 - ・ 舗装工事のオペレーターの証明書
- ⑨ 解体工事については次の通りとする。
- ・ 解体工事の格付けを希望する場合は、解体工事業の許可を有する業者で、経営事項審査通知書（平成29年8月1日から平成31年3月31日までのもの）で完成工事高が0でないこと。
※他の工事と経営事項審査通知期間が異なるので、気をつけること。
 - ・ 格付けには、解体の総合評定値（P点）を用います。
 - ・ 解体工事施工技士の資格を技術者が有している場合は、資格証明書の確認のため原本を持参すること。